

札幌市乗合バス路線維持対策要綱

(平成 21 年 1 月 24 日市長決裁)

最近改正 令和 7 年 3 月 28 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民生活に欠かすことのできない市内バス路線について、その確保に係る基本的な事項を定め、もって市内バス路線の安定的な維持を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) バス路線

第 4 号に掲げる乗合バス事業者が運行するもののうち以下に該当するものをいう。

ア 道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第 3 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する路線定期運行によるもののうち、高速バス、定期観光バス及び限定バス（「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成 13 年 12 月 5 日国自旅第 118 号国土交通省自動車局長通達）に規定する高速バス、定期観光バス及び限定バスをいう。）を除くもの

イ 規則第 3 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する区域運行によるもの

ウ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 号に基づく許可を受けて運行（以下「法第 21 条による運行」という。）するもの

(2) 系統

バス路線を構成する、法第 4 条に規定する許可を受けて運行する運行系統又は運行区間及び法第 21 条による運行における運送の区間又は区域をいう。

(3) 廃止等路線

休止又は廃止の手続きの対象となるバス路線をいう。ただし第 3 条第 1 号から第 5 号に掲げるものを除く。

(4) 乗合バス事業者

次のア、イに掲げる者をいう。

ア 法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者

イ 札幌市公共交通協議会地域公共交通会議地区別部会による協議が調った法第21条による運行を行う者

(5) さっぽろ連携中枢都市圏協議会

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき設置された、さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会をいう。

（維持対象系統の要件）

第3条 この要綱において維持の対象とする系統（以下「維持対象系統」という。）は、起点、終点及び運行経路又は運行区域がすべて札幌市域内にある系統のうち、以下の各号に該当するものを除くものとする。ただし、次条に定める補助金の交付申請においては、第1号及び第2号に該当するもののうち、通学のためのものを維持対象系統に含めることとする。

(1) 特定施設への送迎を運行目的とするもの

(2) 沿線地域の住民の日常的な利用を目的としないもの

(3) 札幌市バス代替交通導入要綱（平成23年3月24日市民まちづくり局理事決裁）によるもの（以下「代替交通」という。）

(4) 札幌市地域交通支援助成金交付要綱（令和3年9月24日まちづくり政策局都市計画担当局長決裁）によるもの（以下「地域交通」という。）

(5) その他市長が別に定めるもの

（維持対象系統の運行に係る補助）

第4条 乗合バス事業者は、第3条に規定する維持対象系統が別に定める要件を満たすときは、当該系統の運行に係る経費の一部について、市長に補助金の交付を申請することができる。

（路線休廃止の申出時における路線維持必要性の判断）

第5条 乗合バス事業者から、市長又はさっぽろ連携中枢都市圏協議会等に対し、維持

対象系統の休止又は廃止（以下「路線廃止等」という。）の意思が表明されたときは、市長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす廃止等路線について、第２項に掲げる者に対し、当該廃止等路線運行の継承について、意向の確認を行うものとする。

(1) 路線廃止等について、当該路線沿線の住民等の同意が得られていないこと。

(2) 次のア、イのいずれかを満たすこと。

ア 次の（ア）から（ウ）をすべて満たす廃止等路線のバス停留所（区域運行等における乗降地点を含む。以下同じ。）、又は（エ）を満たす廃止等路線のバス停留所が複数あること。

（ア） 半径 750m の範囲内に軌道系交通機関（ＪＲ線及び地下鉄）の駅がない。

（イ） 半径 300m の範囲内に路面電車の停留場がない。

（ウ） 半径 500m の範囲内に廃止等路線以外のバス路線のバス停留所がない。

（エ） （ア）から（ウ）のすべてを満たす停留所以外であって、廃止等路線にある停留所から廃止等路線を有する系統の起終点間にある停留所へ移動する場合に、廃止等路線以外の公共交通を利用することで、廃止等路線を利用するときと比較して大幅に上回る運賃及び時間を要することとなる停留所。

イ 地形等の条件により近隣の駅、停留場、廃止等路線以外のバス路線のバス停留所の利用が著しく困難である地域が発生すると市長が認めた路線廃止等であること。

２ 前項による意向の確認は、路線廃止等の意思を表明した乗合バス事業者を除く以下の者に対して行う。

(1) さっぽろ連携中枢都市圏協議会の構成員である乗合バス事業者

(2) その他市長が必要と認める者

（後継運行者がいない場合の代替交通の確保）

第６条 前条の規定による意向確認の結果、当該路線の運行を継承する者がいないときは、市長は、別に定めるところにより、代替交通を確保する。

（委任）

第７条 この要綱に定めるもののほか、市内バス路線の維持に関し必要な事項は、まちづくり政策局都市計画担当局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年11月24日から施行する。

(遡及適用)

- 2 この要綱は、平成20年4月1日以降に乗合バス事業者が行った維持対象系統の運行事業についても、遡及して適用する。

附 則 (平成23年3月25日一部改正)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月5日一部改正)

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日一部改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月12日一部改正)

この要綱は、令和3年11月12日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

(遡及適用)

- 2 この要綱は、令和6年4月1日以降に乗合バス事業者が行った系統の運行事業についても、遡及して適用する。